

医療・介護・福祉・保育の現場への佐賀型エール支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 医療・介護・福祉・保育の現場への佐賀型エール支援金(県支援金)の給付については、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(事業の目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、県内の医療、介護、福祉、保育等の現場において、感染予防に相当程度の負担を抱えながらも、患者や利用者と直に接する業務に従事するなど、佐賀県の医療、介護、福祉、保育等の最前線で働いている職員等に対し、感謝の気持ちとともにエールを送る。

(給付対象者及び支給額等)

第3条 県支援金の給付対象者(以下「対象者」という。)は、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に、次に掲げる県内の施設等で通算して20日以上勤務した従事者等であること。

ア) 保険医療機関(専ら健康診断業務を行う医療機関を含む。)

イ) 宿泊療養施設(新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対するフォローアップ業務等に従事した日数が20日以上である場合に限る。)

ウ) 訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者に限る。)

エ) 助産所(実際に妊産婦と接した日数が20日以上である場合に限る。)

オ) 指定介護(予防)サービス事業所・施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業を実施する事業所・施設(ただし、福祉用具貸与・販売事業所は、利用者と接した日数が20日以上である場合に限る)

カ) 指定障害福祉サービス施設・事業所及び地域生活支援事業所(地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行うものに限る。)

キ) 保護施設

ク) 地域共生ステーション(県への届出事業者に限る。)

ケ) 保険薬局

コ) 赤十字血液センター

サ) 認可保育所(保育所型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園・幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)

シ) 地域型保育事業所(施設で集团的保育を実施する場合に限る。)

ス) 認可外保育施設(施設で集团的保育を実施する場合に限る。)

セ) 放課後児童クラブ

ソ) 一時預かり事業・病児保育事業実施施設

タ) 児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・母子生活支援施設

チ) 自立援助ホーム・ファミリーホーム

ツ) 福祉タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可を受けたタクシー事業者をいう。）福祉有償運送（道路運送法施行規則第49条第1項第3号に規定する運送を行う者をいう。）その他これらに類する福祉輸送サービスを行う者（実際にア）からチ）に掲げる県内の施設に患者や利用者を送り又は同乗し乗降介助した日数が20日以上である場合に限る。）

(2) 県支援金の目的に照らし、前号に掲げる各施設等又は患者や利用者の居宅等において、患者や利用者とは直接に接する（対面する、会話する又は移送する等、患者や利用者自身を対象とする対応をいう。）業務（前号に掲げる施設等において継続して提供することが必要な業務に限る。）を行っていた従事者等であること。なお、当該従事者等の雇用形態は問わない。

2 県支援金の支給額は給付対象者一人につき6万円とする。

（県支援金の申請等）

第4条 県支援金の給付に当たっては、給付対象者からの委任に基づき、給付対象者が勤務する施設等の設置者（第3条第1項（1）ツ）に規定する者にあつては事業者。以下同じ。）又は管理者が給付の申請を行うこと（以下「代理申請」という。）を原則とする。

2 前項の規定により代理申請を行う者（以下「代理申請者」という。）は、給付対象者から代理申請委任状（様式第2号）の提出を受け、給付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 対象者がすでに退職している等真にやむを得ない場合には、前2項の規定に関わらず、給付対象者個人が知事に対して申請（以下「個人申請」という。）することを妨げない。この場合において、個人申請を行う者（以下「個人申請者」という。）は個人給付申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第5条 県支援金の申請受付開始日は別に定める日とし、申請の期限は原則として令和3年5月末日とする。

（給付の条件）

第6条 申請者（代理申請者及び個人申請者をいう。以下同じ。）及び県支援金の受領者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 申請者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 3 県支援金の受領者は、複数の施設等からの代理申請又は個人申請により本要綱に基づく県支援金の給付を複数回受けてはならない。

(給付の決定)

第 7 条 知事は、第 4 条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに県支援金の給付を決定するものとし、その決定の内容を、給付決定通知書により申請者に通知するとともに、県支援金を給付する。

(県支援金の給付の決定の取消し等)

第 8 条 知事は、申請者若しくは県支援金の受領者が第 6 条第 1 項各号に掲げるいずれかに該当するに至ったとき又は申請者が同条第 2 項に該当するに至ったときは、県支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事が第 7 条の規定による給付の決定を行った後、給付申請書又は個人給付申請書(以下、「申請書」という。)の不備又は過誤があり、知事が申請者に対して確認等を求めたにも関わらず申請書の補正が行われなかった等、申請者の責に帰すべき事由により給付ができないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 9 条 知事は、県支援金の給付を受けた後に第 3 条第 1 項の要件に該当しないことが明らかとなった者、虚偽その他不正の手段により県支援金の給付を受けた者、又は第 6 条第 3 項の規定に反して給付を受けた者に対して、給付を行った県支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 10 条 県支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、申請者に対し、県支援金の受領者の勤務実績等について報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

2 代理申請者は、第 4 条第 2 項の規定に基づき給付対象者から提出を受けた代理申請委任状及び県支援金の受領者が第 3 条第 1 項の要件を満たすことを証する書類を整備して給付完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(事業の委託等)

第12条 本事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。